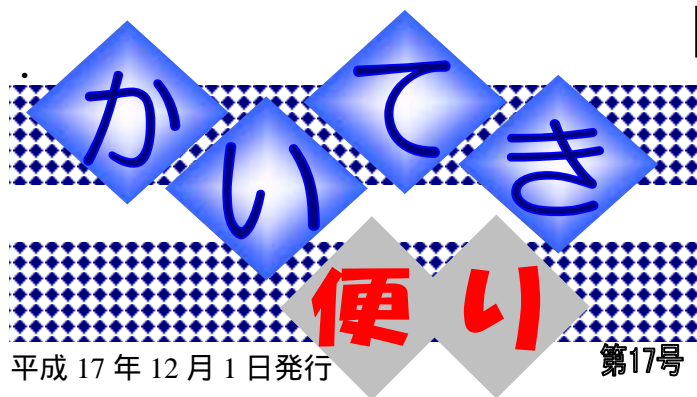


「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！



INDEX

最近の動向

「介護報酬改定に向け国に提案を行いました」
「高齢者虐待防止・養護者支援法が成立しました」

報酬算定・運営基準のQ & A

「おむつ代は別途利用者から徴収できるの？」

お知らせ

「ショートステイ及び介護保険三施設における請求上の注意」

「社会福祉施設等のインフルエンザ総合対策の推進」

介護報酬改定に向け国に提案を行いました 最近の動向

～ 都内保険者や現場事業者の意見を集約した 22 項目を提案 ～

平成 18 年 4 月の改正介護保険制度の施行に向け、制度改正の実質部分ともいべき介護報酬の改定作業が国において進められています。多くの国民が納める税金や保険料などで運営される介護保険が、サービスの質を高め、むだなく適正に運営されるよう、報酬改定に向け、都内保険者や現場事業者の意見を踏まえた都としての提案を国に対して行いました。今後、具体化を国に強く働きかけます。

【主な提案の概要】

ムダのない適正な運営

(同一規格商品の 10 倍以上の価格差があり、また、商品の高価格化が進んでいます。)

福祉用具貸与の上限価格を設定 利用者負担軽減と給付の適正化

(新商品が次々と開発される中、利用者から見ると、給付対象商品か否か分かりにくくなっています。)

福祉用具貸与・販売の審査・登録制導入 利用者の利便性の向上及び公平確保と不適正給付の防止

サービスの質の向上

(特別区における人件費分の報酬加算率は 7.2% ですが、実態に合わない報酬設定は人材の確保を困難にしています。)

大都市の実情を踏まえた単価設定 人件費のみならず、土地、建物や物件費が高額な大都市の実情を反映させ、サービスの質を確保

(サービス担当者会議の開催が困難な状況にあります。)

サービス担当者会議出席費用の介護報酬化 質の高いケアマネジメントの確保

(重症化に伴い、利用者が退所を余儀なくされています。)

認知症高齢者グループホームでの医療系居宅サービスの給付 医療的ケアが必要になっても同じ場所での生活継続を可能に

なお、詳細については、東京都福祉保健局ホームページ(報道発表 PRESS 11 月 21 日)をご覧ください。(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>)

高齢者虐待防止・養護者支援法が成立しました 最近の動向

さる 11 月 1 日、国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が可決・成立し、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これにより、養護者(家族等)による虐待と養介護施設等従事者(居宅系サービス従事者を含む)による虐待について、区市町村を中心とした防止・対応策が定められました。

また、高齢者の福祉に職務上関係のある者には、高齢者虐待の早期発見と、自治体の施策への協力について努力義務があるほか、虐待の発見者には通報が義務付けられています。

【問い合わせ先】在宅支援課認知症支援担当 TEL 03(5320)4276

Q おむつ代は別途利用者から徴収できるの？

報酬算定・運営基準のQ&A

A: おむつの費用は、施設サービス(短期入所含む)については報酬の中に含まれているため徴収できず、通所サービスについては報酬の中に含まれていないため、別途利用者から徴収できます。なお、おむつの費用には、おむつ代、おむつカバー代、おむつカバーの洗濯代が含まれます。

【参考 介護報酬で包括している費用】

サービス種類	理美容代	おむつ代
通所介護・通所リハビリ		対象外
短期入所生活・療養介護	対象外	対象
認知症対応型共同生活介護	対象外	対象外
特定施設入所者生活介護		対象外
介護保険施設	対象外	対象



ショートステイ及び介護保険三施設に係る請求上の注意

お知らせ

施設給付の見直しに伴う、10月サービス提供分の介護給付費請求明細書では、明細書の記載不備による審査エラー(返戻扱い)が多数、出力されました。以下の点について、ご注意ください。

1. 多床室の報酬算定に係る「摘要欄」の未記入

サービス内容	サービスコード	単位数	回数・日数	サービス単位数	費分回数	公費対象単位数	摘要
単独短期生活 支	211105	67910		6790			2

解説

サービスコード「211105」は多床室に該当するが、その適用理由を「摘要欄」に番号で記載していない。
 適用理由 = 1. 多床室入所 2. 制度改正前入所による経過措置 3. 感染症等により医師が必要と判断
 従来型個室への入所者 4. 居住面積が一定以下 5. 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者

2. 特定入所者介護サービス費の請求に係る誤った記載

サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
福祉施設ユニット型個室	595121	1970	1600	31	61070	11470			49600
福祉施設食費	595111	1430	650	31	44330	24180			20150

介護福祉施設において、「ユニット型個室」を31日間利用する。利用者は利用者負担第3段階に該当。居住費では、利用者の事情により、その負担を1日あたり1600円で徴収し、食費では、施設において現に要した額が1430円である。

解説

居住費...「負担限度額」は記載要領上、「介護保険負担限度額認定証」に記載された額(1640円)を記載するが、施設が徴収した額(1600円)で記載している。

食費...「費用単価(円)」は記載要領上、平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める額(基準費用額 = 1380円)もしくは各施設における現に要した額の低い方の額を記載する(基準費用額を超えることはない)とあるが、施設が現に要した額(1430円)で記載している。

居住費及び食費について、不適正な保険請求となっている。

正しい請求は...

サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
福祉施設ユニット型個室	595121	1970	1640	31	59830	10230			49600
福祉施設食費	595111	1380	650	31	42780	22630			20150

適正な保険請求には、記載要領に沿った「負担限度額」及び「費用単価(円)」の記載が必要である。

【問い合わせ先】 東京都国保連合会介護事務審査課 TEL 03(6238)0207

社会福祉施設等におけるインフルエンザ総合対策の推進

お知らせ

厚生労働省より標記の件について通知がありましたのでお知らせします。「今冬のインフルエンザ総合対策について(平成17年度)」は、厚生労働省HPに掲載されていますのでご確認ください。

厚生労働省ホームページ(結核・感染症に関する情報)

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou.html>) > 「今冬のインフルエンザ総合対策について」

参考 国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

(<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>)

【問い合わせ先】 在宅支援課在宅運営係 TEL 03(5320)4274
 施設支援課施設運営係 TEL 03(5320)4264